

## 指定確認検査機関の処分に係る公表ルール

この公表ルールは建築基準法第77条の18の規定により秋田県知事が指定した指定確認検査機関に対し建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）（以下「機関省令」という。）に係る処分の公表ルールを定めるものである。

（公表の方法）

第1 秋田県ホームページ「美の国秋田ネット」に掲載する。

（公表の時期）

第2 処分の通知と同じ日とする。

（公表の期間）

第3 処分の通知した日から1年間とする。

（掲載の内容）

第4 機関省令第29条の3及び第30条の2に係る公報に掲げる事項を掲載する。